

子どもたちの文化芸術活動を 応援します！

鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金

文化団体等を対象とする事業

子どもたちによる作品展示・舞台公演を支援！

■次世代活動者育成支援事業■

対 象：県内の文化芸術団体
内 容：高校生年齢以下が出品・出演する作品
展示・舞台公演
補助率：2分の1
上限額：15万円
(大規模事業・県外) 30万円 (国外) 70万円
募集期間：一次募集 R7.3.10～4.7
二次募集 R7.8.1～8.29

中学生等が文化芸術に触れる機会を支援！

■地域における中学生等の文化活動推進事業■

対 象：市町村、非営利の団体、法人
(公共施設の指定管理者はOK)
内 容：中学生等を対象にした、文化芸術や伝統
芸能に関する講座、ワークショップの開催
補助率：10分の10
上限額：30万円
募集期間：随時(事業開始の20日前までに申請・12/10締切)

公募展・コンクール等の開催を支援！

■若年層のための公募展・コンクール開催支援事業■

対 象：県内の団体・法人
内 容：高校生年齢以下を対象とした公募展・コ
ンクール等の開催
補助率：10分の10
上限額：30万円
募集期間：随時(事業開始の20日前までに申請・12/10締切)

外部講師招へいによるレベルアップを支援！

■文化芸術活動レベルアップ支援事業■

対 象：県内の文化芸術団体(部活動もOK)
内 容：高校生年齢以下の者に対象し、外部講師
を招へいして行う講座、クリニック等
補助率：10分の10
上限額：10万円
募集期間：随時(事業開始の20日前までに申請)

個人を対象とする事業

公募展・コンクール等への挑戦を支援！

■公募展・コンクール等挑戦支援事業■

対 象：県内在住の高校生年齢以下の個人
内 容：主に県外で開催される全国公募展やコンクール、講習会等
へ参加するための出品・参加料等の一部を助成
補助率：10分の10
上限額：(国内)区分により、1万5千円～4万円
(国外)20万円
募集期間：随時(出品・出場申込の20日前までに申請)

詳しくは
裏面



※各事業について、補助対象となるには一定の要件があります。詳細は、ホームページにて、各事業の募集要項、鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金交付要綱をご確認ください。

※予算の状況により、二次募集を行わない場合や、新規申請の受付を停止する場合があります。最新の情報はホームページでご確認ください。

【申請方法】

交付申請書、実施計画書、収支予算書を作成し、参考となる書類とあわせて、持参、郵送、電子メール、又は「とっとり電子申請サービス」により提出してください。様式はホームページからダウンロードできます。

※電子メールの場合、送信後、メールが受信されていることを、必ず電話で確認してください。



>>>ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/jidai/>

【個人向け】公募展・コンクール等挑戦支援事業の概要

【対象事業】

県外(オンラインは除く)で開催される全国的な公募展やコンクール等への出品・出場、講習会等への参加。(一人/年間/1公募展・コンクール・講習会等まで)

※美術分野の公募展に限り、県内で開催される全国公募展、一般を対象にした公募展(県展、市展等)への出品も対象。

※講習会とは、実技のレベルアップを図るため、文化芸術関係の団体・法人や芸術系の大学等が広く参加者を募集して有料で開催するものを指します。

(例:夏休み中に音大が開催する実技講習会など)

※部活動の一環であっても、個人で参加するものは対象。

※予選等と上位大会がある場合は、双方を含めて1コンクールと数えます。その場合、補助金の上限額は8万円(国外で開催される大会を含む場合のみ28万円)です。

【補助対象経費等】

区分	公募展	【実演芸術分野】 予選・選考を経ずに 出場する大会	【実演芸術分野】 予選・選考を経て 出場する大会	講習会等
1 補助対象経費	①出品料 ②出品作品に係る額 装代・輸送料	参加料	①参加料 ②出場に係る交通費	①参加料 ②参加に係る交通費
2 補助率	10/10			
3 上限額	1万5千円	2万円	4万円 【開催場所が国外の場合】 20万円	2万円

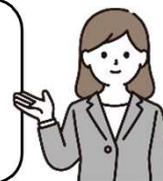
※補助対象経費は、実績報告時に、領収書等で支払った金額及び支払の事実が確認できることが必要です。

※出品料、参加料には、システム利用料、コンクール等に付随するワークショップ等の参加料を含みます。

※額装代は額のレンタル、表装、パネル張り等に係る経費を指し、額の購入、作品制作に係る経費は含みません。

※交通費は、公共交通機関(タクシーを除く)を利用した場合及び補助対象者本人に係るものに限り、自家用車を利用した場合及び同行者に係るものは対象外です。また、宿泊費は全て対象外です。

補助金を受けるには、原則として事業に取りかかる前に申請が必要です。要件や、申請書の書き方などのご相談にも応じます。お早めにご連絡ください！



【申請・お問い合わせ先】

鳥取県地域社会振興部文化政策課(〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地)

電話:0857-26-7843 ファクシミリ:0857-26-8108

電子メール:bunsei@pref.tottori.lg.jp

ホームページ:<https://www.pref.tottori.lg.jp/jidai/>

鳥取県文化政策課

